

2025年6月20日

各位

会社名 ダイワ通信株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩本 秀成
 (コード：7116、東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 多賀 勝用
 (TEL. 076-291-4000)

宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入り及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ

当社は、2025年6月19日付で株式会社東京証券取引所より宣誓書違反による再審査に係る猶予期間に入ること及び上場契約違約金の徴求を受ける旨の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入り及び上場契約違約金の徴求の理由 株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております

ダイワ通信株式会社（以下「同社」という。）は、2025年4月21日、同社のセキュリティ事業を担う連結子会社（以下「子会社」という。）における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示しました。

これにより、同社マネジメントによる予算達成プレッシャーを受け、子会社取締役主導のもと、子会社営業部門において収益認識の要件を満たさない売上の先行計上及び過大計上（以下「本件不正」という。）が行われていたこと、並びに、同社常務取締役（兼子会社代表取締役）及び同社取締役管理部長は、上場前から本件不正が継続的に行われている状況を認識していたにもかかわらず、解消に向けて十分な是正措置を講じていなかったことが明らかになりました。また、同社管理部員及び内部監査担当者も、本件不正を認識しながら子会社営業部門に対するけん制機能を発揮せず、期末棚卸実査時に在庫を他の倉庫に移動するなどの監査法人からの発見回避行為に関与していたことが判明しました。

さらに、日本取引所自主規制法人から同社に対する照会の結果、同社は2022年12月に当取引所スタンダード市場に上場しており、当取引所に提出する書類がすべて真実である旨の宣誓書を提出していたにもかかわらず、一部の経営陣は本件不正の存在を認識しながら、法令違反の発生状況等について本件不正を申告せず上場審査に対応し、上場承認を得ていたことも明らかになり、本件不正の解消に向けた十分な是正措置が行われない限り、当取引所スタンダード市場への上場審査における実質基準（コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性の観点）を充足しない事案であったことが認められました。

これらの背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- 同社が新規上場申請を行うにあたり、成長事業と位置付けられていたセキュリティ事業に対して、全社的に予算達成のプレッシャーが高まっていたことに加え、全社的な規範意識の欠如が、子会社営業部門による不正に繋がったこと。
- 子会社の取締役は、同社常務取締役（兼子会社代表取締役）を含めて2名のみであり、この2名は子会社の業務執行において上司・部下の関係であったため、相互の監視・けん制機能が発揮されず、また、同社の取締役会においても、予実数値等に内在する重要なリスク兆候の議論や検証が不十分であったため、取締役相互間のけん制・監視機能が十分に発揮されていなかったこと。

- 同社取締役管理部長は、本件不正が継続的に行われている状況を認識していたにもかかわらず、解消に向けて十分な是正措置を講じておらず、また同社管理部員は、本件不正の認識後、監査法人からの発見回避行為に関与しており、同社管理部の子会社営業部門に対するけん制機能が発揮されていなかったこと。
- 同社内部監査担当者は、本件不正の認識後も意図的に同社代表取締役社長に報告を行わず、監査法人からの発見回避行為に関与するなど、機能不全に陥っていたこと。

以上のとおり、新規上場申請時の宣誓書違反及び新規上場基準への不適合が認められること、加えて同社において上記背景の下で本件不正が発生しており、一部の経営陣はそれらを認識しながら上場審査に対応し、宣誓書違反に至った点を踏まえると、同社について当取引所スタンダード市場への新規上場基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査の対象とすることとし、同社株式は再審査に係る猶予期間に入ります。

また、同社が、新規上場審査時に宣誓書に違反しながら上場承認を得ていたことは、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めるとします。

2. 再審査に係る猶予期間

2025年6月19日（木）から2026年6月19日（金）まで

- (1) 同社が上記猶予期間内にスタンダード市場の新規上場基準に準じた基準に適合するかどうかの審査申請を行った場合、当該基準に適合したときは、同社株式の上場が継続されることとなります。当該基準に適合しないときは、上場廃止となります。
- (2) 同社が上記猶予期間内にプライム市場又はグロース市場への市場区分の変更申請を行った場合、当該市場区分の変更の承認を受けたときは、(1)にかかわらず、変更後の市場区分において、同社株式の上場が継続されることとなります（その場合は、(1)の審査は不要となります。）。

3. 上場契約違約金について

当社は、株式会社東京証券取引所より、上場契約違約金として1,440万円の支払いを求められております。

4. 今後の対応

株主及び投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、上記猶予期間内にスタンダード市場の新規上場基準に準じた基準に適合するかどうかの審査申請または市場区分の変更申請を行う方向で検討し、当社株式の上場が継続されるよう最善を尽くす所存です。また、当社は、実効性のある再発防止策の策定及び内部統制強化への取り組み、改善対応と申請に向けた準備を行ってまいります。今後、当社の検討、準備が進み、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

この度、株式会社東京証券取引所から宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入り及び上場契約違約金の徴求を受けたことを真摯に受け止め、役職員が一丸となり、信頼回復に向けて尽力してまいります。

以 上